

岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止

令和 5 年 5 月 8 日
岩手県新型コロナウイルス
感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の県内での感染拡大の抑制を図るため、令和 2 年 4 月 10 日、岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「県対処方針」という。）を策定したところであるが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症の位置づけの見直しに伴い、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が廃止されたことから、令和 5 年 5 月 8 日をもって、県対処方針を廃止する。